

規制の事前評価書

評価実施日：平成26年3月6日

政策	建設業法等の一部改正する法律案		
担当課	土地・建設産業局建設業課	担当課長名	青木 由行
規制の目的、内容、必要性等	<p>① 法令案等の名称・関連条項とその内容 【関連条項】</p> <p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し（建設業法別表第1関係）</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加、公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け（建設業法第8条、浄化槽法第24条、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第24条関係、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条関係）</p> <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律新第12条関係）</p> <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律新第15条関係）</p> <p>② 規制の目的 建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、許可に係る建設工事の種類に解体工事を追加するとともに、暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するほか、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずることにより、建設工事の適正な施工を確保する。</p> <p>③ 規制の目的に関係する目標</p> <p>a 関連する政策目標</p> <p>9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護</p> <p>b 関連する施策目標</p> <p>30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する</p> <p>32 建設市場の整備を推進する</p> <p>c 関連する業績指標</p> <p>150 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況（①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況②入札時における工事費内訳書の提出状況）</p> <p>151 専門工事業者の売上高経常利益率</p> <p>152 建設技能労働者の過不足状況（①不足率②技能工のD.I.）</p> <p>d 業績指標の目標値及び目標年度</p> <p>150 ①100%（平成28年度） ②100%（平成28年度）</p> <p>151 4.0%（平成28年度）</p> <p>152 ①絶対値1.2%以下（平成28年） ②絶対値30ポイント以下（平成28年）</p> <p>e 規制により達成を目指す状況についての具体的指標 —</p> <p>④ 規制の内容</p> <p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し</p>		

<建設業法関係>

許可に係る建設工事の種類（以下「業種区分」という。）について、解体工事を新設する。

（２）許可に係る欠格要件の追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け

<建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律関係>

1. 建設業許可に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加する。

また、公共工事について、受注者が今般建設業法の改正案により追加される暴力団排除のための欠格要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、発注者（各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長）から許可行政庁（国土交通大臣又は都道府県知事）への通知を義務づけることとする。

<浄化槽法関係>

2. 浄化槽工事業の登録に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加する。

<建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律関係>

3. 解体工事業の登録に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であること等を追加する。

（３）入札金額の内訳の提出義務付け

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律関係>

公共工事について、建設業者に対し、入札金額の内訳書の提出を義務付けることとする。

（４）施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大

<公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律関係>

公共工事の受注者である建設業者が下請契約（金額問わず）を締結する場合について、当該建設業者に対し施工体制台帳の作成・提出を義務付けるとともに、施工体制台帳の作成に不可欠な再下請負通知を下請負人に義務付けることとする。

⑤ 規制の必要性

（１）許可に係る建設工事の種類の見直し

建設工事においては、疎漏工事や重大な公衆災害を防ぐという観点から業種ごとの許可が必要とされ、それに沿って業種ごとの専門的な技術者の配置等もなされているところ、解体工事においては施工管理の不備等による事故が発生している。（＝目標と現状のギャップ）

これは、現行の業種区分は昭和４６年から変わっておらず、高層ビルの解体が始まっているなど、施工技術の専門化や施工実態、市場規模の変化等の事情が生じている解体工事に１体１対応する業種がなく、解体工事を専門とする技術者の配置がなされていないためである。（＝原因分析）

このため、現行の業種区分を見直す必要がある。（＝課題の特定）

よって、建設工事の種類について、「解体工事業」を新設することとする。（＝規制の具体的内容）

（２）許可に係る欠格要件の追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け

建設工事の適正な施工のためには暴力団等の影響を受ける不良不適格業者を排除することが必要であるところ、現状として暴力団員等が役員等となっている建設業者の許可を取り消すことができない。（＝目標と現状のギャップ）

これは、現行の制度においては、暴力団員等が役員等であることが、欠格要件や取消事由として明確に位置づけられていないためである。（＝原因分析）

	<p>このため、許可等の後にも暴力団排除が可能となるよう、欠格要件や取消事由を整備するとともに、現場の施工体制を把握している公共工事の発注者の協力を義務付けることが必要である。(＝課題の特定)</p> <p>よって、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から一定期間を経過しない者及び暴力団員等が事業活動を支配する者を、許可の欠格要件及び取消事由として位置づけることとする。また、受注者が暴力団排除のための欠格要件に該当すると疑うに足る事実があるときは、公共工事の発注者から許可行政庁への通知を義務づけることとする。(＝規制の具体的内容)</p> <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け</p> <p>公共工事が適正に施工されるためには、施工能力を持つ建設業者が見積もりに基づき適正な価格で受注することが重要であるが、現状として、適切な見積もりを行わない業者がダンピング受注するケースや、最低制限価格付近での入札が集中した結果くじ引きにより落札者が決まり、不良不適格業者が公共工事を受注してしまうケースが発生している。(＝目標と現実のギャップ)</p> <p>これは、現行制度においては入札価格を提示することのみにより入札することができるため、適正な見積もりを行わない業者が入札に参加することが可能となっているためである。(＝原因の分析)</p> <p>このため、入札の際に入札金額の内訳を提出させることにより、入札の手法から、ダンピング受注を行おうとする業者や、不良不適格業者（見積もり能力がない業者）を排除する必要がある。(＝課題の特定)</p> <p>よって、公共工事について、建設業者に入札金額の内訳書の提出を義務付けることとする。(＝規制の具体的内容)</p> <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大</p> <p>公共工事が適正に施工されるためには、発注者が下請を含む施工体制を把握すること重要であるところ、今後増加が見込まれる維持修繕等の小規模工事については、発注者が施工体制について正確に把握できないことが想定される。(＝目標と現状のギャップ)</p> <p>これは、施工体制台帳の作成及び提出の義務が課されているのが、特定建設業者が一定金額（3000万円以上）の下請契約を締結する場合のみであるためである。(＝原因分析)</p> <p>このため、社会インフラの維持更新時代の到来に伴い一定量が見込まれる維持・修繕工事など工事1件当たりの請負代金額が小さい公共工事についても、施工体制台帳の作成及び提出を行うことが必要である。(＝課題の特定)</p> <p>よって、公共工事の受注者である建設業者が下請契約（金額問わず）を締結する場合について、当該建設業者に対し施工体制台帳の作成・提出を義務づけるとともに、施工体制台帳の作成に不可欠な再下請負通知を下請負人に義務付けることとする。(＝規制の具体的な内容)</p>
<p>想定される代替案</p>	<p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直しを行うこととせず、とび・土工事業に係る許可で解体工事業を営むことができるが、解体工事業を行う際には許可行政庁に届出をすることとする。</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件及び取消事由に暴力団員であることを追加するのみとし、受注者が暴力団員と判明した場合の公共工事の発注者から建設業許可行政庁への通知の義務づけはしないこととする。</p> <p>(3) 全ての入札結果について、受注額が適正な見積もりの上で算出されたものであるかについて、発注者が調査することとする。</p> <p>(4) 発注者が自ら工事現場に出向いて確認することにより、施工体制を把握することとする。</p>

<p>規制の費用</p>	<p>① 当該規制案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請業者における解体工事業に係る許可申請手数料（1件につき5万円） <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請業者における役員等が暴力団員等に該当するか否か調査するための費用 ・ 公共工事の発注者における通知の発出に係る費用（発注者が特殊法人等の場合） <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者における内訳の提出に係る費用 <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受注者における施工体制台帳の作成に係る費用 <p>b 行政費用</p> <p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可行政庁における解体工事業に係る許可及びその審査に係る費用及び立入検査等の監督に係る費用 <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可行政庁における新たな欠格要件等の確認に係る費用 <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の発注者における提出された内訳の確認・処理に係る費用 <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共工事の発注者における提出された施工体制台帳の確認・処理に係る費用 <p>c その他の社会的費用</p> <p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし <p>② 代替案における費用の要素</p> <p>a 遵守費用</p> <p>(1) 解体工事業の施工に係る届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業者における届出に係る費用 <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可申請業者における役員等が暴力団員等に該当するか否か調査するた
--------------	---

	<p>めの費用</p> <p>(3) 発注者による入札金額に関する調査 ・受注者における公共工事の発注者の調査に応ずる費用</p> <p>(4) 発注者による施工体制の調査・把握 ・受注者における公共工事の発注者の調査に応ずる費用</p> <p>b 行政費用</p> <p>(1) 解体工事業の施工に係る届出 ・行政庁における届出の確認・処理に係る費用</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加 ・許可行政庁における新たな欠格要件等の確認に係る費用</p> <p>(3) 発注者による入札金額に関する調査 ・公共工事の発注者における調査に係る費用</p> <p>(4) 発注者による施工体制の調査・把握 ・公共工事の発注者における調査に係る費用</p> <p>c その他の社会的費用</p> <p>(1) 解体工事業の施工に係る届出 ・特になし</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加 ・特になし</p> <p>(3) 発注者による入札金額に関する調査 ・特になし</p> <p>(4) 発注者による施工体制の調査・把握 ・特になし</p>
<p>規制の便益</p>	<p>① 当該規制案における便益の要素</p> <p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し 解体工事に関し、施工技術の専門化や施工実態の変化等の事情が生じているところ、新たに業種に解体工事業を加えることにより、技術者の適正な配置による解体工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け 許可等の欠格要件及び取消事由として暴力団員であることを位置づけ、更に現場の施工体制を把握している公共工事の発注者の協力を義務付けることにより、建設業からの暴力団排除を徹底することができ、建設工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け 見積能力のない業者が排除されることや、提出した内訳書に不備がある業者の入札を無効にすること等により、不良不適格業者が公共工事を受注してしまうことを防ぐことができるとともに、ダンピング受注の防止や談合の排除等が図られ、公共工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大 増加傾向にある維持・修繕工事も含め、工事1件当たりの請負代金額が</p>

	<p>小さい公共工事においても施工体制台帳の作成及び提出を義務付けることにより、国民の命と暮らしに直接関わる社会インフラの維持・修繕を含む公共工事の適正な施工を図ることができる。</p> <p>② 代替案における便益の要素</p> <p>(1) 解体工事業に係る届出 建設業法における技術者制度は建設工事の業種ごとに配置されることとされているため、従来通りとび・土工事業に係る許可で解体工事業も行うことができるとした場合、届出により行政庁がその施工を把握できたとしても、解体工事業に特化した技術者が配置されないため、解体工事の適正な施工を担保することができない。</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件の追加 許可等の欠格要件及び取消事由として暴力団員であることを位置付けることにより、建設業からの暴力団を一部排除することができるが、公共工事の発注者の協力を義務付けることはしないため、建設工事の適正な施工を確保することができる効果も当該規制案と比べて限定的である。また、各省各庁による通報は義務ではないため、公共工事の受注者が暴力団員等であることを許可行政庁において把握するためには独自の調査をする必要があり、業務にも過大な負担を強いることになる。</p> <p>(3) 発注者による入札金額に関する調査 発注者が全ての入札結果について調査することができれば、ダンピング受注や不良不適格業者による受注を一定程度排除することができると考えられる。ただし、発注者においては全ての入札結果について調査することが、受注者においては当該調査に必ずやることがそれぞれ大きな負担となる。</p> <p>(4) 発注者による施工体制の調査・把握 発注者が直接工事現場に出向いて全ての工事について施工体制を確認することができれば一定程度施工体制を把握することができると考えられる。ただし発注者においては全ての工事現場に出向いて施工体制を点検することが、受注者においては当該調査に必ずやることがそれぞれ大きな負担となり、また、本案により下請を含めた施工体制を網羅的に把握することは困難である。</p>
<p>規制の効率性 (費用と便益の関係の分析)</p>	<p>(1) 許可に係る建設工事の種類の見直し 当該規制においては一定の遵守費用及び行政費用等が発生するものの、更なる市場規模の拡大が見込まれる解体工事の適正な施工が確保される。また、建設工事の業種が施工能力を確保する観点から施工実態や施工技術の相違に基づき、また市場規模や取引慣行も踏まえて分類されていることに鑑みて、施工技術の専門化や施工実態の変化といった事情が生じ、さらに一定の市場規模が存在している解体工事業に係る許可を新設することは適当であると考えられる。 一方、代替案については、届出を作成又は処理するための遵守費用及び行政費用が生じる上、解体工事に係る技術者が配置されないことから、解体工事の適正な施工の確保という目的に照らして十分な効果を上げることができないと考えられるため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(2) 許可に係る欠格要件のみに暴力団であることを追加、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁への通知の義務付け 暴力団排除については、「企業活動からの暴力団排除の取組について」(平成22年12月暴力団取締り等総合対策WT)に基づき、政府、独立行政法人等、地方公共団体においても取組を進めているところであり、建設業においても、暴力団排除のための早期かつ確実な対策実施が求められているところである。当該規制においては欠格要件が追加されるとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合の各省各庁の長等から建設業許可行政庁</p>

	<p>への通知の義務付けることから、それに対応するための遵守費用及び行政費用が小規模ながら発生することが見込まれるが、建設業からの暴力団排除を徹底することができ、健全な企業経営による適正な施工の確保を図ることができる。</p> <p>一方、代替案については、当該規制案に比べて遵守費用に係る費用が軽減されるものの、当該便益に比べて建設工事の適正な施工を十分に確保する効果が限定的であると考えられるため、これを採用することは適当ではない。</p> <p>(3) 入札金額の内訳の提出義務付け</p> <p>当該規制により、ダンピング受注を行おうとする者や見積能力のない不良不適格業者、談合に加担している不良不適格業者を入札手続から排除することができ、公共工事の適正な施工を確保することができる。また、当該規制においては、一定の遵守費用及び行政費用が発生することが想定されるが、通常の業者は入札の際に当然に内訳を算出しているものと考えられ、また、入札金額の内訳の提出を求めている自治体が既に多数存在することに鑑みると過度な負担とはいえない。したがって、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。</p> <p>一方、代替案については、発注者による調査には発注者・受注者双方に相当の費用と手間がかかることが想定される上、実効性も担保されないことから、これを採用することは適切ではない。</p> <p>(4) 施工体制台帳の作成及び提出義務の拡大</p> <p>当該規制により、維持・修繕工事等、工事1件当たりの請負代金額が小さい公共工事においても、公共工事の受注者である元請及び発注者が下請を含めた施工体制について総括的かつ確実に把握することにより、工事の適正な施工を確保することができる。</p> <p>なお、当該規制においては、少額ながら一定の遵守費用及び行政費用が発生することが想定されるが、少額の工事の場合は施工体制台帳の作成にかかる手間も小さいものと考えられ、また当該規制により今後の増加が予想される維持・修繕等を含めた小規模の公共工事においても適正な施工が確保されることに鑑みると、過度な負担とはいえない。従って、当該規制の便益は規制の費用を上回ると言える。</p> <p>一方、代替案については、発注者による調査には発注者・受注者双方に相当の費用と手間がかかることが想定される上、実効性も担保されないことから、これを採用することは適切ではない。</p>
<p>有識者の見解、 その他関連事項</p>	<p>中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会における「当面講ずべき施策のとりまとめ」において、以下の見解が示されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に入札金額の内訳を提出させることが必要である。 ・ 不良不適格業者の排除を徹底すべく、暴力団員であること等を建設業の許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の発注者は、受注者が暴力団員であること等が判明した場合、許可行政庁へ通知をすることとし、許可行政庁と発注者が協力して暴力団排除の徹底を図ることが必要である。 ・ 近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで手抜き工事や一括下請負などを防止するため、公共工事の受注者は、下請契約を締結する場合にはその金額にかかわらず施工体制台帳を作成し（現在は原則下請金額 3000 万円以上の場合。）、発注者に提出することが求められる。 ・ 施工管理の不備等による事故が発生している等の状況に鑑み、可能な限り早期に「解体工事」について、業種区分を新設し、現行の「とび・土工・コンクリート工事」から、「工作物の解体」を分離独立させることが妥当と考えられる。

<p>事後評価又は事後検証の実施方法及び時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本法案においては見直し条項を設けており、施行後5年間を経過した場合において、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。 ・ 平成31年度に政策チェックアップにより事後評価を実施。
<p>その他 (規制の有効性等)</p>	<p>現在、建設業界は、建設工事の施工に関し</p> <ul style="list-style-type: none"> ①社会インフラや建築物の維持更新時代の到来に伴い、施工実態に変化が発生。また、一括下請負等、建設工事の施工体制に係る処分事案が頻発。 ②暴力団や見積能力のない業者等の不良不適格業者が存在 ③建設投資の大幅な減少による受注競争の激化の結果、ダンピング受注が増加した結果、下請企業へのしわ寄せや労働条件の悪化等を招き、建設業者の施工力低下、工事の施工の担い手不足等への懸念が拡大といった課題が生じている。本規制は、これらの課題に対処し、建設工事の適正な施工の確保を図るために有効なものである。